

北九州市立北方保育所の指定管理業務仕様書

1 保育所の運営に関する業務

(1) 児童福祉法第 39 条の規定により、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うこと。

ア 開所日：月曜日～土曜日（日・祝日及び12月29日～翌年1月3日は休日）

イ 開所時間：基本開所時間 11時間（7：00～18：00）…保育標準時間

ウ 対象児童年齢：概ね生後6か月～小学校就学前まで

(2) 次の特別保育事業を行うこと。

ア 延長保育事業

通常の保育時間を午後7：00まで延長する。

イ 一時保育事業

家庭での保育が一時的に困難になった場合に、保育所で保育する。

＊断続的保育サービス…保護者の短期の仕事などの場合（週3日を限度）

＊緊急保育サービス…保護者の病気、出産などの場合（連続14日を限度）

＊育児リフレッシュ保育サービス…保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担の解消

ウ 障害児保育事業

障害児（集団保育が可能な軽度もしくは中度の障害児に限る。）と健康児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図る。

エ 保育所地域活動事業

地域に開かれた保育所を目指して、各保育所の実情に応じて、遊戯室や園庭等を地域に開放したり、園児と地域の高齢者や児童との交流などを行う。また、育児相談、施設開放、育児講座などにより、在宅で子育てを行う家庭への支援を積極的に行う。

(3) 入所児童数に応じて必要な保育士等の職員を確保すること。

ア 保育士の配置基準（各施設共通）

年齢	配置基準（市条例）	配置基準（経過措置）
0歳児	3：1	
1歳児	5：1	
2歳児	6：1	
3歳児	15：1	20：1※
4歳児以上	25：1	30：1※

※ 保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、経過措置として認める基準

- ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については、常勤保育士を1人配置。
- ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士（常勤換算0.5人以上）を配置。
- ・ 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、最低2名）配置。

イ 調理員の配置基準

定員	配置基準（義務）
40人以下	1名
41人～150人	2名

- (4) 事故防止や災害時への適切な対応に努めること。
- (5) 保護者への情報提供や保護者の意見の反映に努めること。
- (6) こども施設企画課、区役所保健福祉課等の関係機関との連携強化に努めること。
- (7) 第三者委員を設置し、苦情へ適切に対応すること。
- (8) 円滑な保育所運営を図るため、同一敷地内の他の入居者や入居団体及び地域との良好な関係を築くよう努めること。
- (9) 給食は、市内統一献立としており3歳未満児については完全給食（主食及び副食）を提供すること。
- (10) 現行施設のサービス水準を維持することを基本とし、新たなサービスの導入等により、現行サービスの水準の向上を図ること。
- (11) 市及び保育関係機関・団体等が行う研修等に積極的に参加すること。
- (12) 地域に密着した保育の専門施設として地域に貢献するという観点から、入所児童のみならず、地域住民の福祉向上に努めること。

2 施設の管理に関する業務

- (1) 施設の管理に関して、以下の事務を適切に行うこと。
 - ア 庶務事務
 - (ア) 委託料等の請求事務
 - (イ) 各種調査、照会、回答事務
 - (ウ) 備品の管理等
 - イ 管理事務
 - (ア) 建物及び敷地内の清掃業務
 - (イ) 施設、付属設備等の保全に関する業務
 - (ウ) 敷地内の環境整備等
 - (エ) 軽微な修繕業務
 - ウ その他の業務
 - (ア) 事業計画書及び収支予算書の作成
 - (イ) 事業報告書及び収支決算書の作成
 - (ウ) 北九州市児童福祉施設等第三者評価及び自己評価の実施
 - (エ) 指定期間終了にあたっての引継事務
 - (オ) 市からの委託業務
 - (カ) その他保育所の運営に関して必要な業務
 - (キ) 保育料徴収に関すること